

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成29年9月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡県知事 川 勝 平 太

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

文政第182号

(2) 業務名

平成29年度子どもたちの文化芸術鑑賞推進事業参加者送迎業務委託

(3) 業務場所

静岡県内

(4) 業務内容

委託する業務は次のアからウまでに掲げるもの（以下「本件業務」という。）とする。

ア 平成29年度子どもたちの文化芸術鑑賞推進事業参加者を、安全かつ快適に中学校から会場の県立美術館及びグランシップまで送迎する。

イ 事業実施日において、県立美術館及びグランシップでのバスの誘導や、バス運転手との連絡調整を行う。

ウ 事業実施に必要な、参加中学校や文化政策課との事前調整・打合わせを行う。

(5) バスによる送迎業務期間

平成30年1月23日、24日

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「イベント」「車両運行管理」「運送」のいずれかの営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県内に本社または事業所などの営業の拠点を有すること。

(4) 過去3年間において、1件当たり2,000人以上の乗客をバスで送迎する業務の事業実績を有すること。

(5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(7) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と

- いう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、平成29年9月12日(火)から平成29年9月14日(木)正午までに、文化政策課へ入札への参加の意思を示し、上記3の(4)の資格を有することを証明する過去の実績等の書類を提出しなければならない。

5 仕様書及び入札説明書の配布

(1) 配布期間

平成29年9月12日(火)から平成29年9月14日(木)正午まで

(2) 配布場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県文化・観光部文化局文化政策課文化施設班
電話054-221-3506

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時

平成29年9月20日(水)午後3時00分

(2) 入札場所

静岡県庁東館10階文化・観光部第2会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。